いて更生会社が有する手元現預金（当該出資日時点までに第７章第１節５に記載の資産等で換価等により具体化されたものを含む。以下同じ。）のうち、分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額を控除した余剰分、並びに、ワシマイヤー及びアサヒオプティカルの認可された更生計画に基づく更生会社への弁済金を原資として、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して行う。

⑵　更生債権者に対する無議決権優先株式の発行と分割新会社の残余財産の分配

更生会社のホイール事業以外の資産等は分割新会社が承継し、その換価処分等による資金を原資とする弁済は、以下の方法によって行う。

分割新会社は、会社分割に際して承継した確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権の更生債権者を割当先とする無議決権優先株式を発行する。分割新会社は、更生会社から承継した資産等を換価（債務の支払を含む。）した後に、解散して清算手続に入り、残余財産の分配の方法により無議決権優先株式の株主（元の更生債権者）に対して金銭を支払う。かかる無議決権優先株式の発行という手法をとることにより、仮に分割新会社へ承継された資産の価値が上振れ又は下振れをしたときに、それに応じて更生債権者への実質的な弁済額も上振れ又は下振れをすることとなる。ただし、資産の価値が上振れしたこと等を理由として、分割新会社に法人税の負担が生じた場合、それは実質的に更生債権者の負担となる。

２　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

更生担保権については、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。なお、未確定更生担保権については、分割新会社に承継した上で、第４章第２節１に記載のとおり弁済を行う。

３　優先的更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　公租公課

延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括納付する。

⑵　労働債権

本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金免除後の債権額全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

４　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金

更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金

①　前記⑴による免除後の確定更生債権のうち、100万円以下の部分は全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に更生会社が一括弁済する。

②　前記⑴による免除後の確定更生債権のうち、100万円を超える部分は、更生計画認可決定時にその89.5%について免除を受ける。なお、同免除率は、更生計画案提出時点における見込みに基づいて定めた値であり、更生計画案提出後に、第７章第３節に定める前田工繊の出資日時点において更生会社が有する手元現預金から分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額を控除した余剰分の金額、並びにワシマイヤー及びアサヒオプティカルの更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金額、分割新会社の資産の換価回収及び共益債権の弁済結果によって調整を行うものとする。

③　前記①②による免除後の確定更生債権（100万円を超える10.5%（見込率）部分）のうち、

ア　5.5%（見込率）部分を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に、更生会社が金銭で一括弁済する。

イ　5.0%（見込率）部分については、分割新会社が会社分割により免責的に承継をした上で、本件効力発生日（第７章第１節２において定義される。）から２ヶ月以内に、当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、分割新会社が無議決権優先株式を発行する。

⑶　敷金返還請求権である確定更生債権

敷金返還請求権である確定更生債権については、賃貸借契約終了時に約定に従って当該確定更生債権者が更生会社（弁済前に分割新会社に承継されたときは分割新会社）に弁済すべき額（滞納賃料額、未払原状回復工事費用を含む。ただし、会社更生法第48条第３項の規定により共益債権となるべき額に当該弁済すべき額を充当した結果、なお精算されない残額に限る。）があるときはそれを控除した残額に対して、前記⑵と同じ権利変更を行い、賃貸借契約終了後の滞納賃料等の精算完了時又は前記⑵の弁済期のいずれか遅く到来する時を弁済期として弁済を行う。

第３節　株主の権利等の変更

更生会社が発行済株式の全部を無償で取得した後に、取得した全株式を消却する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生担保権

件数	金　　額	別　表
５件	748,911,782円	３

２　権利の変更及び弁済方法

別表３「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権については、同表「弁済額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

件数	金　　額	別　表
２件	6,492,672円及び額未定	４

（内訳）

ア　本税等　6,489,372円

イ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　3,300円

ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　額未定

エ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

オ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（前記⑴イの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過して更生計画の認可決定があった場合は、当該経過日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（前記⑴エの債権）については徴収の権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

②　別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等（前記⑴ウの債権。ただし、その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日までの延滞金等とする。）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（前記⑴オの債権）については徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。